

特定生産緑地（羽曳野市）の解除

生産緑地法第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定を解除する。

番号	名称	位置	特定生産緑地 面積	図面番号
1	南恵我之荘 6	羽曳野市南恵我之荘五丁目地内	約 0.12 ha	3/11
2	高鷲 1 4	羽曳野市高鷲五丁目及び高鷲六丁目及び伊賀一丁目地内	約 0.06 ha	4/11
3	高鷲 1 8	羽曳野市高鷲八丁目地内	約 0.06 ha	3/11
4	郡戸 1 2	羽曳野市郡戸地内	約 0.10 ha	6/11
5	郡戸 1 4	羽曳野市郡戸地内	約 0.17 ha	6/11
6	古市 2	羽曳野市古市二丁目地内	約 0.29 ha	8/11

「区域は指定図表示のとおり」